



▶ 計画の基本的事項

- 本計画は、「多治見市環境基本条例」第7条に基づき策定する、多治見市における環境の保全と創出に関する施策を定めた計画です。
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけられる「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包しています。
- 本計画は、市の最上位計画である「第8次多治見市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定しました。
- 本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間とします。なお、目標年度までの社会情勢の変化を踏まえ、中間年に見直しを行います。

▶ 計画のテーマ

環境と共生するまち 多治見

—市民とともに「多治見らしさ」を次世代につなぐまち—

「多治見市環境基本条例」の前文にあるように、私たち多治見市民は、周囲の緑を育て、土岐川に親しみながら、個性ある文化“多治見らしさ”を築いてきました。

“多治見らしさ”とは、周囲の自然環境のみならず、市民が環境に配慮し、より良い環境を作り出すための工夫や努力を行う暮らし方や行動様式も含まれます。

本計画では、今まで築いてきたこの“多治見らしさ”を市民とともに高め、次の世代にしっかりと引き継いでいくことを目指します。

▶ 環境分野目標

本計画では、「多治見市環境基本条例」第4条において掲げた事項を整理し、4つの環境分野に、それらを実行していく主体としての三者（市民・事業者・市）の連携協力を加えた5つを環境分野ごとに目標を設定しました。

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

2 地球環境の保全

3 自然環境と生物多様性の保全

4 循環型社会の形成

5 生活環境の保全

身近な動植物の保全や、ごみ・廃棄物への対策、周囲の生活空間を快適に保つことなどへの取組を位置づけています。

温暖化や水循環といった、地球規模の環境問題を解決するための取組を位置づけています。生活の中で3～5までの環境分野目標に取り組むことは、広く「地球環境の保全」にも寄与しています。

環境の様々な問題に対し、三者（市民・事業者・市）で連携し、協力し合って解決を目指すことを特に重視しています。2～5までのすべての環境分野目標の土台になるものとして、1番目の環境分野目標を「三者の連携協力」として位置づけています。

概要版

令和7(2025)年3月

多治見市

▶ 環境分野目標

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

市民・事業者・市の三者が、地球環境の保全、自然環境と生物多様性の保全、循環型社会の形成及び生活環境の保全に取り組みながらそれぞれの役割を果たすための情報発信、環境教育の充実、市民活動が活性化する施策を展開します。

三者の連携は、環境基本計画を牽引する基盤的な施策として、引き続き、重点的に取り組めます。

2 地球環境の保全

地球環境問題の解決には、法や条例による規制だけではなく、私たちのライフスタイルの見直しや新しい技術の導入が必要です。多治見市に暮らす人々が環境に配慮したライフスタイルや企業活動等を行うことで、まち全体で環境負荷を低減させていくための施策を展開していきます。

地球温暖化に対しては、世界的、全国的な状況から脱炭素化に向けて重点的に取り組む必要があります。市民・事業者ともに、積極的な環境配慮行動を促すための支援や、ライフスタイルを変えるための動機づけを行い、脱炭素化に向けて社会の仕組みの転換を進めます。

3 自然環境と生物多様性の保全

土岐川に代表される市内の河川、それを育む山並みは「多治見らしさ」の象徴です。そこに生きる生物も含め、この豊かな自然は人々が暮らしていくうえで必要なものであり、放っておいては守れないという認識に立って、次の世代により良い状態で引き継ぐための施策を展開します。

国際的にも、日本でも「生物多様性」が注目されてきています。本市も含めた東濃地方には、シデコブシ等のこの地方固有の希少な動植物が生息・生育しています。希少な動植物の保全にとどまらず、この地域の生態系に目を向け、周辺環境も含めて生物多様性を保全していくよう努めます。

4 循環型社会の形成

ごみの 23 分別を中心として限りある資源を適正に利用し、不要になったものはできるだけ資源として利用するよう回収を進めてきました。ごみの 23 分別回収は定着しているものの、食品ロスやプラスチック資源循環促進法への対応など、さらに循環型社会の形成を進めていきます。

「ごみになってから処理方法を考える」という認識を改め、そもそも「ごみを出さない」社会へと仕組みを転換し、どうしても出てしまうごみは徹底分別してリサイクルを図り、それでもごみになってしまうものは適正処理が行われるよう施策を展開します。

5 生活環境の保全

相手を思いやる気持ちと行動がなければ、生活環境を良くすることはできません。三者（市民・事業者・市）の連携により暮らしを取り巻く良い環境を守るとともに、魅力ある多治見のまちを創る施策を展開していきます。

生活環境に大きな影響を及ぼす公害については、継続的に必要な調査、適切な指導等を行い、安心・安全な環境を確保します。また、近年の夏は災害級の暑さが続くような状況が起きており、対策は急務です。快適なだけでなく安全な環境を創出するための対策を、ハード・ソフトを併せて効果的に進めます。

▶ 施策

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力



（１）環境教育・学習の推進

本市の将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民に対する啓発・情報発信により、環境に配慮した行動ができる市民の育成を図ります。また、市民自らが講師となり、市民間で環境保全に関する学びが循環するような体制を目指し、「人財」の育成を図ります。

- | | | | |
|------|---------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 取組内容 | ●環境に関する情報の発信
●子どもたちへの環境教育の実施 | ●環境イベントの開催
●環境活動を行う「人財」の育成 | ●環境に関する学習機会の提供 |
|------|---------------------------------|-------------------------------|----------------|

（２）市民・事業者の環境活動への支援

本市では、環境保全活動に関わる各種団体が活発に活動しています。これらの市民活動がより活性化するように支援を行います。また、事業者が行う積極的な環境配慮活動に向けて、情報提供等を通じてその取組を促進します。

- | | | |
|------|---------------------------------|---------------|
| 取組内容 | ●市民活動団体への支援
●環境に配慮した事業活動への支援 | ●子どもの環境活動への支援 |
|------|---------------------------------|---------------|

（３）連携協力による体制整備

本計画に基づき、市民・事業者・行政の役割分担のもと、環境保全の取組を推進します。また、行政が環境配慮に基づく施策・事業を展開できるよう、職員研修や庁内の推進体制を整備します。

- | | | |
|------|--|----------------|
| 取組内容 | ●市民・事業者と連携した活動の推進
●地域循環共生圏形成に向けた市民・事業者等への支援
●環境に関する職員研修の実施 | ●他自治体との広域連携の推進 |
|------|--|----------------|

2 地球環境の保全



（１）脱炭素化の推進

生活や事業活動の中で、節電や省エネの実施、再生可能エネルギーの積極的導入を図ることで、社会の脱炭素化を進めます。また、エネルギー消費の少ない公共交通機関の利用を促進し、脱炭素化と併せて大気汚染防止等を推進します。

- | | | |
|------|--|---|
| 取組内容 | ●環境に配慮した暮らし方の普及
●ネットワーク型コンパクトシティの形成
●環境に配慮した市役所の率先行動の推進
●市有施設の省エネ化の推進 | ●再生可能エネルギーの導入促進
●多様な交通システムの推進
●新庁舎の ZEB 化
●行政サービスのデジタル化の推進 |
|------|--|---|

（２）水資源の有効利用の推進

水は限られた資源であり、そのことを認識しながら使用することが大切です。さらに、水源の水を浄化し市域全体に届け、使用後の水を浄化して河川へ放流するために多くのエネルギーを使っていることも、忘れてはいけません。

長期的には雨の降り方に変化が見られるため、水循環の重要性を改めて周知するとともに、雨水利用の促進等に努めます。

取組内容	●水道水の有効利用 ●雨水の有効活用
------	-----------------------

3 自然環境と生物多様性の保全



（１）森林・緑地の保全

本市の面積の半分を占める森林は、この地域固有の多様な動植物を育んでいます。また、緑のある風景は、暑さを和らげたり季節の変化に気づかせてくれるなど、私たちの快適な暮らしを保持していくうえで欠かすことができないものです。このように大切な森林や緑地の保全に向けた取組を進めます。

取組内容	●身近な森林・緑地の保全、整備・活用 ●森林経営管理制度の推進
------	------------------------------------

（２）身近な自然環境の保全と創出

公共施設や沿道、民有地など、身近な場所で緑地の保全と創出を進め、暑さ対策、防災や美しい景観の形成などにつなげます。また、水辺や農地は多くの生物に貴重な生息及び生育環境を提供していることを踏まえ、適切な維持・管理を図ります。

取組内容	●緑化の推進 ●水辺環境の保全 ●農地の維持・管理
------	---------------------------------

（３）野生動植物の保全

希少動植物の生育地を保全するほか、生態系に悪影響を及ぼしている特定外来生物の生息状況の把握と適切な防除を進め、地域の野生動植物の生育環境を保全します。また、ビオトープなどの身近で多様な生き物が生息できる場の整備により、自然と共生するまちづくりを進めます。

取組内容	●希少動植物の生育地の保全 ●特定外来生物の防除 ●身近な生き物の生育地の保全
------	---

4 循環型社会の形成



（１）ごみの減量化

ごみの減量化に関する情報提供や啓発を通じて家庭・事業所等から排出される可燃ごみの減量化を推進し、ごみ処理費用の削減や温室効果ガスの排出抑制につなげます。

取組内容	●家庭におけるごみの排出抑制 ●事業所におけるごみの排出抑制
------	-----------------------------------

（２）リユース、リサイクルの促進

新たにプラスチック製ごみの分別収集・資源化を導入し、資源の分別収集を徹底して、利用できる資源ごみの分別を促進します。また、ごみの焼却後に発生する溶融スラグなどの利活用に努めます。

取組内容	●資源の分別回収の徹底 ●プラスチック製ごみの分別収集 ●資源の有効活用
------	--

（３）適正なごみの処理

排出されたごみについて「多治見市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、適正な処理を行います。また、パトロールの強化や不法投棄されにくい環境づくりなどにより、不法投棄対策を実施します。

取組内容	●廃棄物の適正処理 ●不法投棄等対策の実施 ●広域ごみ焼却施設の整備等
------	---

5 生活環境の保全



（１）公害の防止

生活環境保全に関する啓発や情報提供を行うとともに公害監視体制の充実を図り、各種の環境基準の達成に向けた継続的な取組を行います。

取組内容	●水質、土壌、大気等の環境調査の実施 ●生活排水の浄化
------	--------------------------------

（２）夏の暑さ対策の推進

本市の夏の高温対策の研究を進めるとともに、市民・事業者が自ら対策をとれるよう、効果的な暑さ対策についての情報提供等を行います。また、暑さを緩和するための環境整備を進めます。

取組内容	●高温に関する調査・研究 ●暑さに関する情報提供 ●暑さを緩和するための環境整備 ●暑さ対策事業の実施
------	--

（３）風景の保全と創出

本市の自然環境や歴史を生かしたまちなみ等を保全し、「美しい風景づくり」を推進します。また、良好な景観を阻害するような広告看板等の指導・撤去に努めます。

取組内容	●美しい風景づくりの推進 ●適正な広告景観の形成
------	-----------------------------

（４）快適な住環境の整備

住環境を快適に保てるよう、美化活動や緑化を進めるとともに憩いの空間の創出を図ります。この他、身近な住環境を悪化させる環境課題に対し、庁内で連携して対応策の検討を進めます。

取組内容	●まち美化活動の推進 ●身近な憩いの空間の創出 ●住環境悪化への対応
------	--

▶ 施策の体系

第4次多治見市環境基本計画は、次のような体系に基づき、施策を推進していきます。

環境と共生するまち 多治見

—市民とともに「多治見らしさ」を次世代へつなぐまち—

1 三者(市民・事業者・市)の連携協力



- (1) 環境教育・学習の推進
- (2) 市民・事業者の環境活動への支援
- (3) 連携協力による体制整備

2 地球環境の保全



- (1) 脱炭素化の推進
- (2) 水資源の有効利用の促進

3 自然環境と生物多様性の保全



- (1) 森林・緑地の保全
- (2) 身近な自然環境の保全と創出
- (3) 野生動植物の保全

4 循環型社会の形成



- (1) ごみの減量化
- (2) リユース、リサイクルの促進
- (3) 適正なごみの処理

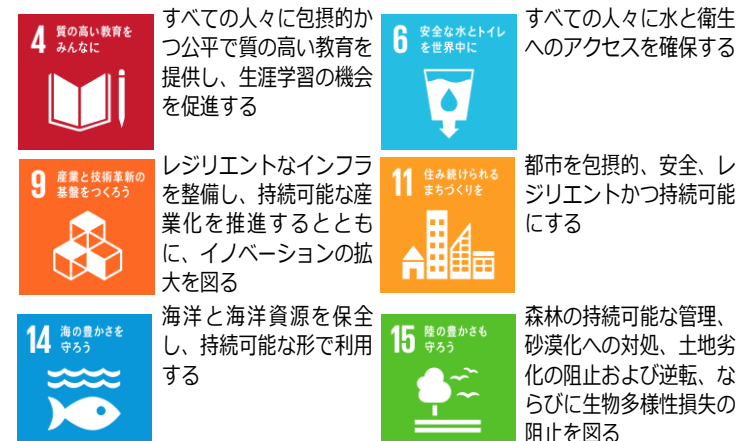
5 生活環境の保全



- (1) 公害の防止
- (2) 夏の暑さ対策の推進
- (3) 風景の保全と創出
- (4) 快適な住環境の整備

SDGs アイコン解説

(17の目標のうち計画に該当する13の目標)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

出典：国際連合広報センターホームページ

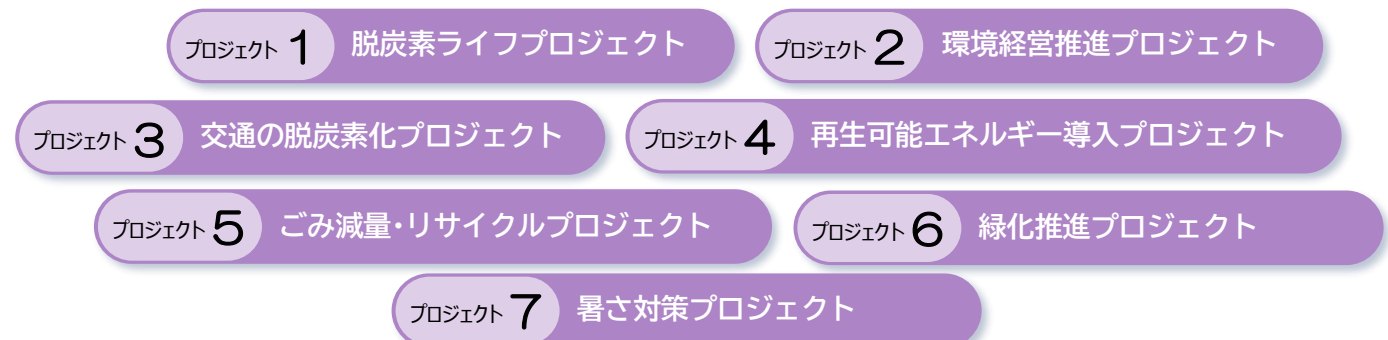
▶ 地球温暖化実行計画（区域施策編）

本計画では、平成25（2013）年度を基準年、令和12（2030）年度を中期目標とし令和3（2021）年10月に策定された「地球温暖化対策計画」における国の目標を踏まえ、目標設定を行いました。

■本市におけるCO₂排出量の削減目標

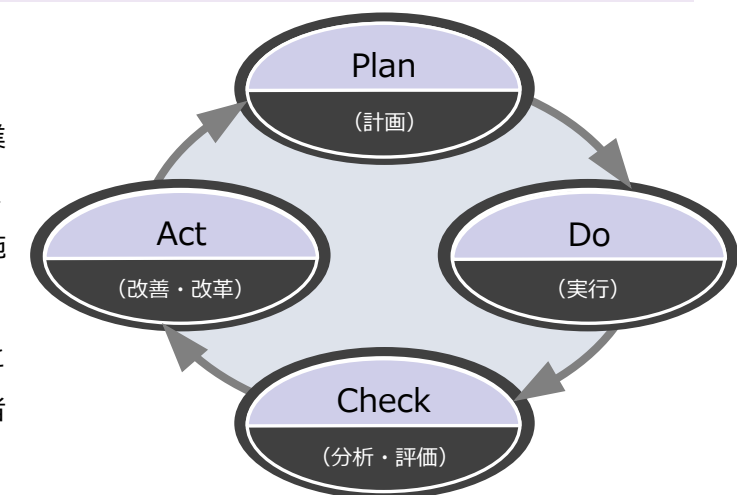
	基準年度 平成25年度 (2013年度)	現状 令和3年度 (2021年度)	中期目標 令和12年度 (2030年度)	長期目標 令和32年度 (2050年度)
排出量				実質ゼロ
削減量	—	-139.2 千t-CO₂	-340.2 千t-CO₂	—
基準年度比	—	19.4%減	47%減	—

「第4章 環境基本計画」で取り組む各事業を、温暖化対策の視点から次のようなプロジェクトとして展開することで、本市におけるCO₂削減を確実に進めます。



▶ 計画の推進体制

- 行政が実施する本計画の施策・事業は、毎年度、担当課による推進状況の報告及び自己評価を行います。
- 各担当課の推進状況の報告及び自己評価は、市民・事業者・行政からなる「環境基本計画3者協議会」に諮り、改善に関する意見等を求め、その結果を次年度以降の施策・事業の展開に反映させていきます。
- 本計画の施策・事業の推進状況は「多治見市の環境」としてまとめ、ホームページ等を通じて広く市民や事業者等に公表します。



発行・編集：多治見市環境文化部環境課 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
電話：0572-22-1175（直通） F A X：0572-22-1186 メール：kankyo@city.tajimi.lg.jp